

新しい訪問系サービスについて

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、特に重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。

【支援費】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・日常生活支援
- ・行動援護
- ・移動介護

【精神障害者居宅生活支援事業】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動支援

【自立支援給付】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

【地域生活支援事業】

移動支援事業

人員基準

- サービス利用実態に適した内容
- 著しく重度の障害者への配慮

国庫負担基準

- 限られた国費の公平な配分
- 障害程度区分ごとに設定

居宅介護

【利用者】

障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

【報酬単価】

【基本】

- 身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
 - ・230単位(30分)～805単位(3時間)
 - ・3時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 家事援助中心、通院等介助(身体介護なし)
 - ・80単位(30分)～225単位(1.5時間)
 - ・1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 通院等乗降介助 1回99単位

【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算
- 深夜 50%加算

行動援護

【利用者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者

障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

【サービス内容】

○行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護

○外出時における移動中の介護

○排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

・予防的対応

...初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等

・制御的対応

...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等

・身体介護的対応

...便意の認識がでない者の介助等

【人員配置(指定要件)】

○管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)

○サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
- ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
- ・行動援護従事者養成研修修了者

+

5年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験

※平成21年3月までは3年(経過措置)

○ヘルパー:常勤換算2.5人以上

- ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
- ・行動援護従事者養成研修修了者

+

2年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験

※行動援護従事者養成研修修了者は1年(当面の間)

【報酬単価】

230単位(30分)～1,616単位(4.5時間以上)

訪問系サービスの利用者数の推移

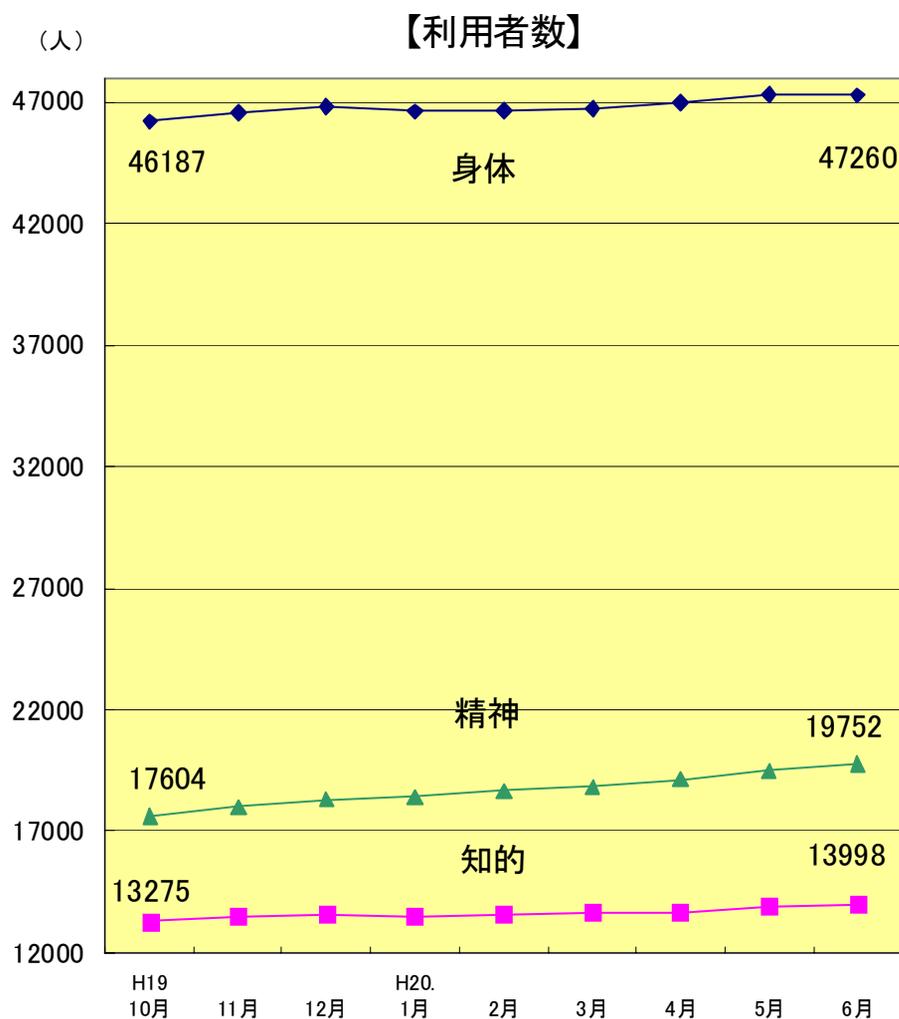
※平成20年6月 国保連データ速報値より

(単位:人)

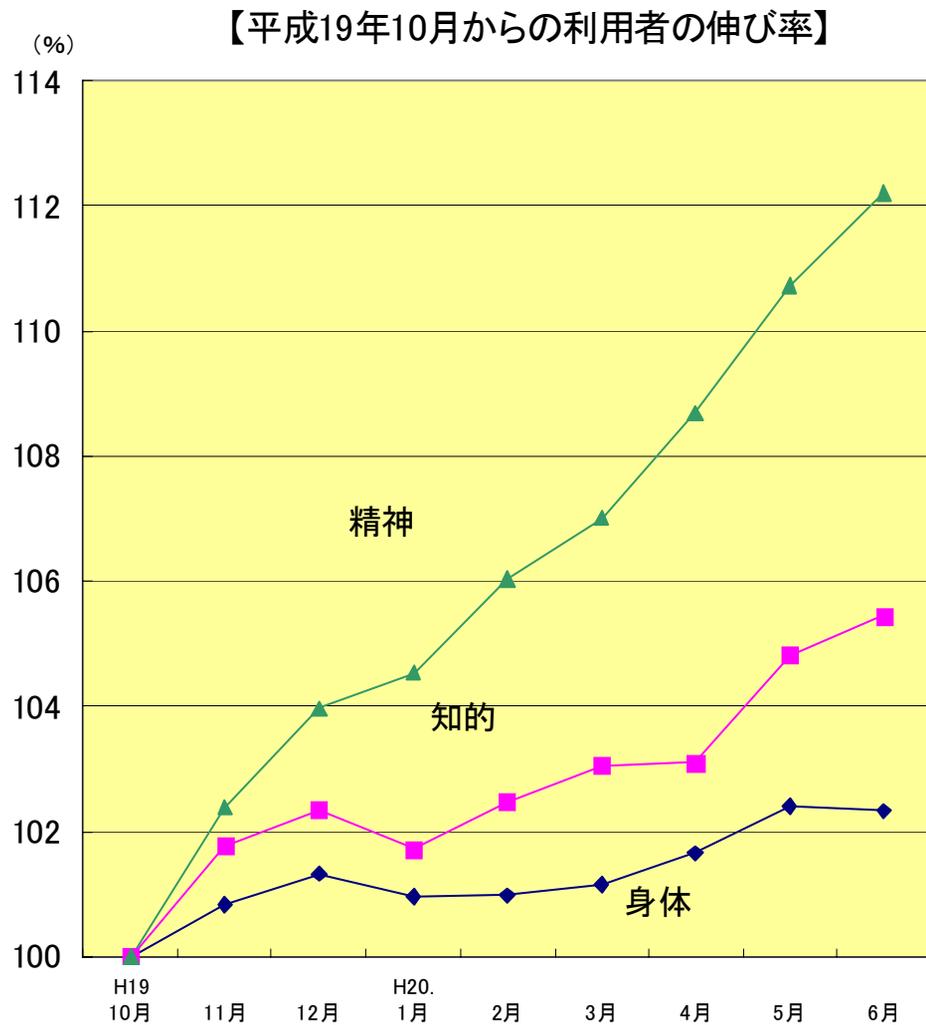
	平成19年			平成20年						H20.6とH19.10の利用者数の差 (増減率)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
居宅介護	87,216	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741	+3,525 (104%)
重度訪問介護	7,006	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	+65 (101%)
行動援護	3,097	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	+305 (110%)
重度包括支援	22	26	28	27	27	28	24	24	24	+2 (109%)
計	97,341	98,498	99,273	98,526	98,868	99,724	100,118	100,757	101,238	+3,897 (104%)

※複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上。

居宅介護事業の利用者数の推移



※利用者数に障害児は含まない。



自立訓練の実施状況

○ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

・ 自立訓練(機能訓練)

身体障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

・ 自立訓練(生活訓練)

知的障害者又は精神障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を行うために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練
事業所数	182	678	10
利用者数(人)	2,431	7,474	86
事業費(千円)	173,717	824,478	8,911

※平成20年6月 国保連データ速報値より

自立訓練(生活訓練)事業

【利用者】

○ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【サービス内容等】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 日中、一般就労や外部サービスを利用している者に対して、宿泊を通じて食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。【宿泊型自立訓練】
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 【通所による自立訓練(生活訓練)】
 - 生活支援員 6:1以上 等
- 【訪問による自立訓練(生活訓練)】
 - 訪問支援員 1以上
- 【宿泊型自立訓練を実施する場合】
 - 生活支援員 10:1以上
 - 地域移行支援員 1以上

【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位(1時間以内)
280単位(1時間以上)
- 宿泊型自立訓練 270単位
※利用期間が1年を超える場合には162単位

(主な加算等(1日につき))

- ・ 短期滞在加算 : 115単位(宿直体制)又は180単位(夜勤体制)
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置) : 115単位(宿直体制)又は180単位(夜勤体制)
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算 : 基本単位数の95% 等
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

生活介護事業

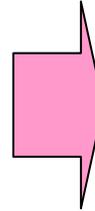
【利用者】

○ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

【サービス内容等】

- 食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等
→ 6:1~1.7:1以上

【報酬単価】

- 572単位(6:1)~1,320単位(1.7:1) (定員40人以下)
 - ・ 基本単位数は、事業者ごとに利用者の①平均障害程度区分又は②平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じて、設定。

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- ① 障害程度区分1以上である障害者
- ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

【サービス内容等】

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置(本体施設がない場合は必要な生活支援員を配置。)し、これに応じた報酬単価を設定。

【人員配置】

- サービス管理責任者の義務付けなし
- 生活支援員等については必要な数
→ 本体施設の配置基準に準じる

【報酬単価】

- 障害者、障害児それぞれについて、障害程度区分に応じた単価設定。 490単位～890単位
- 医療施設で実施した場合 2,400単位(重症心身障害児・者)、1,400単位(遷延性意識障害児・者等)

短期入所の事業形態について

事業所の種類	事業所の形態	人員基準	設備基準
併設事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設と一体的な運営を行う事業所</u>	従業者 …当該施設の入所者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした上で、当該施設として必要とされる数以上	サービス提供に支障がない場合には、当該施設の設備を短期入所の事業の用に供することができる。 (居室については当該短期入所について別に設けること。)
空床利用型事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う事業所</u>	管理者 …常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）	当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。
単独型事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設以外の施設であって、利用者に利用されていない居室を利用して入浴、排せつ等の支援を行う事業所</u>	従事者 …利用者数に応じて適切なサービスの提供を行うために必要な数の生活支援員を配置。（常勤かつ専従、ただし、支障がない場合はこの限りでない。） 管理者 …常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）	居室…1の居室の定員は4人以下、床面積は8平方メートル以上等 食堂…支障がない広さ 浴室…利用者の特性に応じたもの 洗面所・便所…居室のある階ごと、利用者の特性に応じたもの

※障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設

→障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設

課題

(訪問系サービス)

- 訪問系サービス等、訪問による生活支援を行う機能は、障害者の在宅生活を支えていくために基本となるサービスであり、「行動援護」など新たな類型のサービスも含め、一層の活用を図っていくことが必要。
- また、重度の障害者についても、訪問系サービスや様々な支援を組み合わせ、地域での生活を支えていくことが必要。

(ショートステイ)

- 地域で暮らしていく中で、いざというときに支えてくれる場があることが本人にとっても家族にとっても重要であり、ショートステイ(短期入所)について、身近なところで利用できるようにするなど充実を図っていくことが必要。

検討内容

(訪問系サービス等の在り方)

- 訪問系サービス等、訪問による生活支援を行う機能は、重度の方を含め、障害者が地域で暮らしていく上で大切なサービスであり、引き続きその充実を図っていくべきではないか。
また、こうした訪問による生活支援を行う機能と、訪問による医療を提供する機能との連携をはじめ、精神症状が持続的に不安定な患者を含め地域生活を営む精神障害者に対する複合的なサービス提供のあり方について、更に検討すべきではないか。

(ショートステイの充実)

- 同じく、障害者が地域において安心して暮らすことができるよう、ショートステイ(短期入所)について、単独型のショートステイを含め、更なる充実を図っていくべきではないか。